

# SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

5月号 Vol.75

## 今月の SMILE

### 上海の駐在員は2度泣く？

まいど おおきに！

中国では、今年の労働節の連休期間における国内移動は、海外旅行に行けないので相当数に上ると言われています。一方、日本では3度目の緊急事態宣言が発令され、外出できないゴールデン・ウィークになってしまいました。緊急事態もここ1年で3度も出ると、緊急事態という言葉そのものが軽く感じてしまいます。外から日本をながめると、日本は、毎日がいままで変わらない安定した生活を過ごすことを国家も国民も最も大切にしてきた結果、かなりそれが実現できた国のように思えます。まさにこのことのある意味では素晴らしいことだったと言えます。しかしこの体質では、コロナのようなパンデミックの有事には、中々、それに対応するモードに切り替えるのは難しくなってしまうような気がします。有事に対する免疫が弱いということでしょうか。

一方、日本人が海外で暮らしてみると、毎日のように何らかの問題が生じ、そしてそれを解決するために悪戦苦闘することが日常茶飯事です。

そこで今月は、「上海の駐在員は2度泣く」というタイトルでお話したいと思います。

3月から4月にかけて、日本に帰任する方が多かったようです。

上海の駐在員の間でよく言われているのは、上海の駐在員は、赴任命令が下りたときに泣き、帰任するときにまた泣く、つまり入るときと出るときとで2回泣くということです。

最初に赴任が命じられると、“単身赴任になる”、“本社から離れる”、“空気が悪い”、などなどの気持ちから、“えーっ。中国に赴任、やだなあ”との思いから泣きます。しかし、数年上海に駐在すると今度は、“えーっ。日本に帰任、やだなあ”となります。不思議ですね。でも帰任の決まった駐在員の方の送別会に参加するとその理由がわかります。彼らの声として、“異業種の日本人駐在員との交流ができて視野が広がった”、“中国人スタッフは生意気な者も、素直な者もいろいろいたが、彼らと苦楽を共にしてきた”、“毎日毎日がいろいろあって奔走してきたが、振り返ってみれば刺激的だった”、“最終的には自分で決断しなければならなかったことが幾度かあってしんどかった。でも今になればよい経験だった”などを聞きました。これらの感想に共通することは、帰任された方には、“有事の体験”により自分自身が、今まで日本では味わえなかったことを学べたということではないでしょうか。

有事への免疫力をつけた彼らが、これから日本でどんな活躍をするかを楽しみにしたいです。また折角つけた免疫力が弱まらないように祈ってます。

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



## 中国経済情報

### マクロ経済情報

#### 3月のCPIは前年比0.4%上昇、PPIは前年比+4.4%、18年7月以来の高い伸び

中国国家统计局が発表した3月の生産者物価指数(PPI)は、前年比で4.4%上昇した。中国経済の回復が続く中、2018年7月以来の高い伸びとなった。

ロイターがまとめたアナリストの予想中央値は3.5%上昇だった。2月のPPIは1.7%上昇していた。

3月の消費者物価指数(CPI)は前年比0.4%上昇。アナリストの予想中央値は0.3%上昇、2月は0.2%低下だった。

#### 3月の中国輸出、31%増 輸入拡大で黒字は縮小

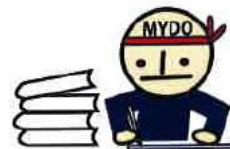
税関総署が4月13日発表した貿易統計によると、今年3月の輸出は前年同月比31%増加した。

伸びは2月(155%増)からは鈍化したものの、堅調な外需に加え、新型コロナウイルス流行の影響で落ち込んだ前年の反動もあり、高水準を維持した。

輸入は38%増で、4年1カ月ぶりの大幅な伸びとなった。国内の景気回復を背景とした原材料の調達増に押し上げられた。貿易黒字は138億ドル(約1兆5千億円)に縮小し、前年2月(619億ドルの赤字)以来の低水準となった。

## 会計・税務情報

### 新規政策 最新の減税措置について



2021年3月5日に開催された全国人民代表大会の「政府活動報告」において、一部の税収減免政策に対する最適化や、適用期間が延長されることが決定されました。これに基づき、財政部及び国家税務総局が最近、一連の関連政策を公布しましたので、主な内容を下記に紹介します。

- 1、「小規模納税者の増値税徴収免除問題に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021年第12号)
  - ・小規模納税者に増値税の課税対象となる販売行為が発生し、月間売上高が15万元(四半期を1つ納税期間となる場合、四半期の売上高が45万元)を超えない場合、増値税の徴収を免除する。
  - 2021年4月1日～2022年12月31日まで実施される。
- 2、「小型薄利企業と個人工商者に向け所得税優遇政策の実施に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021年第12号)
  - ・小型薄利企業の年間課税所得額の100万元を超えない部分について、12.5%(元は25%)に減額して課税所得とし税率20%を乗じて企業所得税を納付する。(実質税負担率2.5%)
  - ・2021年1月1日～2022年12月31日まで実施される。
- 3、「研究開発費用の損金加算控除政策の更なる改善に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021年第13号)
  - ・製造企業の研究開発費用について、無形資産を形成せず当期損益として計上する場合、規定に基づき実際に発生した金額を控除した上で、実際発生額の100%(元は75%)を加算して損金算入する。無形資産を形成する場合には、無形資産の取得原価の200%相当額により損金算入する。
  - ・製造企業とは、製造業を主要業務とし、優遇政策を享受する当年度において主要業務収入の割合が収入総額の50%以上に達した企業を指す。
  - ・2021年1月1日から実施される。

また、昨年度に公布したコロナ疫病対策とする税収優遇政策に対し、一部の優遇政策が継続され、実施期限が2021年12月31日に延長されました。これにより、企業にとっては税コストの削減が見込まれます。

## 企業会計準則第14号-収益(改訂)について 第7回 特定取引の会計処理 その1

前月号では、新収益基準の第4章の「契約コスト」を取り上げました。今月号は、第5章の「特定取引の会計処理」の一部を取り上げます。

第5章の特定取引の会計処理は、以下のような構成になっています。

- ① 返品権付きの販売（第32条）
- ② 財又はサービスに対する保証（第33条）
- ③ 本人と代理人の区分（第34条）
- ④ 追加の財又はサービスを取得するオプションの付与（第35条）
- ⑤ ライセンスの供与（第36～37条）
- ⑥ 買戻し契約（第38条）
- ⑦ 顧客により行使されない権利（第39条）
- ⑧ 返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの支払（第40条）

そこで今月号では、上記①を解説します。

### 1. 返品権付きの販売(新収益基準第32条)

第32条では、「返品条項付きの販売について、顧客が関連商品の支配権を取得したときに、企業は、顧客から移転商品への対価として取得が見込まれる金額(すなわち、販売返品による返金額を含まない)により収益を認識する。企業は、返品による返金見込額に応じて、負債を認識すると同時に、返品見込の移転時の商品の帳簿価額に基づき、当該商品の返品による見積発生原価(返品商品の価値の減損を含む)を差し引いた残高を資産として認識する。移転時の移転商品の帳簿価額に基づき、上記資産コストを控除した純額を売上原価に計上する。各決算日に、企業は将来の販売返品の状況を再見積りし、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として扱われるものとする。」となっています。

ではこのことを例題を通して説明します。

**【例題】**A社は販売会社です。2021年4月1日に、A社はB社に5,000台の商品を500円の販売単価と400円の内原価で販売しました。発行された増値税発票に記載された販売価格は250万円でした。増値税は32.5万円です。商品は発送されましたが、支払いはまだされていません。契約書によると、B社は2021年12月1日までに購入価格を支払い、2022年3月31日までに商品を返却する権利を有します。商品を発送する際、A社は過去の経験に基づいてこの商品の返品率は約20%であると推定しました。2021年12月31日に、A社は返品率を再評価し、この商品の10%であると再考しました。ここでは、A社が商品を出荷したときに、B社に商品の支配権が移管されたと想定します。第32条によれば、A社の会計処理は次のようになります。

#### (1)2021年4月1日 商品出荷

借:売掛金(应收账款)	2,825,000
貸:売上(主营业务收入)	2,000,000
見積負債(预计负债—应付退货款)	500,000
未払税金(应交税费—应交增值税(销项税额))	325,000
借:売上原価(主营业务成本)	1,600,000
見積返品商品原価(应收退货成本)	400,000
貸:商品(库存商品)	2,000,000

#### (2)2021年12月1日前にB社から売掛金回収

借:銀行預金(银行存款)	2,825,000
貸:売掛金(应收账款)	2,825,000

(3)2021年12月31日 A社は返品率を再評価し10%とする。

借:見積負債(预计负债—应付退货款)	250,000
貸:売上(主营业务收入)	250,000
借:売上原価(主营业务成本)	200,000
貸:見積返品商品原価(应收退货成本)	200,000

(4)2022年3月31日 返品発生。実際の返品数量は400個、返金済み。

借:商品(库存商品)	160,000
未払税金(应交税费—应交增值税(销项税额))	26,000
見積負債(预计负债—应付退货款)	250,000
貸:見積返品商品原価(应收退货成本)	160,000
売上(主营业务收入)	50,000
銀行預金(银行存款)	226,000



来月号では、第5章の「特定取引の会計処理」の続きを取り上げます。

## 法務情報

### 「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する 最高人民法院の解釈」について

中国の知的財産権分野における懲罰的損害賠償制度は、2013年に改正された「商標法」において初めて導入され、その後2019年に改正された「不正競争防止法」にも盛り込まれた。近年、中国の知的財産権に対する保護の強化に伴い、知的財産権分野における懲罰的損害賠償制度の全面的な確立は、業界内の共通認識となっている。2020年に制定された「中華人民共和國民法典」は、知的財産権分野における懲罰的損害賠償制度を包括的に規定している。これに対応して、2020年に改正された「著作権法」と「専利法」は、「商標法」と「不正競争防止法」と一致するように、いずれも権利侵害金額の1～5倍の範囲において賠償すべきという懲罰的損害賠償制度を規定することにより、中国の知的財産権分野における懲罰的損害賠償制度が基本的に確立されたといえる。しかし、「民法典」及び知的財産権関連法令において、懲罰的損害賠償制度の規定はいずれも総括的なものにすぎず、具体的かつ明確に適用されるガイドラインがなく、文言や内容にも相違があるため、実際の適用には一定の難しさがある。知的財産権の懲罰的損害賠償制度をより適切に実施できるために、最高人民法院の審判委員会は、2021年2月7日に「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」(以下、「解釈」という)を可決し、2021年3月3日に施行された。「解釈」には、知的財産権民事事件における懲罰的損害賠償の適用範囲、請求の内容と時期、故意及び情状が深刻であることの認定、計算基準と倍数の確定などを具体的に規定する計7条の規定がある。本稿は、この解釈のポイントとなる規定について解説するものとした。

#### 1. 懲罰的損害賠償の適用条件の明確化、「故意」と「悪意」の関係の明確化

「解釈」1条1項は、まず、懲罰的損害賠償の適用条件として、被告が故意に知的財産権を侵害し、かつ情状が深刻であることを明確にした。現行「商標法」(2019年改正)と「不正競争防止法」(2019年改正)には、共に「悪意」との用語が用いられているが、2020年に可決され、2021年1月1日に施行された「民法典」には、「故意」との用語が用いられている。「民法典」における用語と一致するように、その後改正された「著作権法」(2021年6月1日より施行)及び「専利法」(2021年6月1日より施行)にも、「故意」という用語が用いられている。「解釈」1条2項において、「故意」には、「商標法」及び「不正競争防止法」に規定される「悪意」が含まれることを定めている。これにより、知的財産権関連法令での異なる用語が統一された。「解釈」に関する記者会見において、最高人民法院民事第3法廷の責任者は、「故意」と「悪意」の意味は一致すべきものであり、一致性のある解釈をするものと回答したほか、「悪意」が商標、不正競争防止の分野に適用されるものであることに対して、「故意」が他の知的財産権分野に適用されるものであるような誤解を招くべきではない、と発言した。「商標法」と「不正競争防止法」の次の改正では、この曖昧さを解消すべく、民法典と同じ表現へと修正されることが見込まれる。

## 2. 懲罰的損害賠償の請求の内容と時期の明確化

「解釈」2 条 1 項は、懲罰的損害賠償の請求内容と時期を明確にしている。すなわち、時間の観点から、原告は「提訴時」に請求を行うべきであり、内容の観点から、原告は賠償額、計算方法、根拠となる事実及び理由を明らかにする必要がある、というものである。しかし、「解釈」2 条 2 項の規定に照らすと、この時間に関する規定は、強制的なものではなく、提唱的なものであることが分かる。同条 2 項の規定によると、原告は、一審の法廷弁論終結前に懲罰的損害賠償の請求を追加することもでき、原告が二審で新たに懲罰的損害賠償の請求を追加した場合には、法院はまず調停を行うべきであり、調停が成立しないときには、別途訴訟を提起するよう当事者に通知する。この規定は、訴訟請求の追加又は変更に関する現行法の関連規定と実質的に一致している。中国が「二審終審制」制度を採用している背景において、この規定により、原告が二審で懲罰的損害賠償の請求を突然申し出て、被告の審級の利益を損害し、救済の権利を失うことを防止することができる。

## 3. 「故意」の認定要件の明確化

「解釈」3 条は、懲罰的損害賠償の第 1 の構成要素である「故意」の認定に関するものである。3 条 1 項では、まず「故意」を認定するとき、侵害された知的財産権の種類、権利の状態及び関連製品の知名度、被告と原告又は利害関係人との関係などの要素を総合的に考慮しなければならないと簡単に明記している。

3 条 2 項には、「故意」が存在するものと初歩的に認定することができる状況がそれぞれ明記されている。2 項 1 号は、通知又は警告を受けた後も、継続して侵害行為を実施した状況に関するものである。同号は、知的財産権の故意による侵害を認定する上での通知書、警告書などの役割を認めた。実務において、侵害者は、権利者による警告書や弁護士書簡を無視することが多い。この規定によると、侵害者が係る通知、警告を受けた後も、継続して侵害行為を実施した場合、懲罰的損害賠償が適用される可能性があるため、この規定により、侵害者は権利者からの警告書、弁護士書簡への重視をある程度することになる。2 項 2 号は、被告が、原告又はその利害関係人の法定代表者、管理者、実質上の支配者である状況に関するものである。この場合、被告は、原告又はその利害関係人のうち管理又は支配の地位にあることから、関連する知的財産権の存在を知っているはずと推測できる。同号は、被告が関連職務を担当する時間を明確に限定していないが、被告の在任中に係争知的財産権がまだ形成されていない場合には、被告が「故意」を有すると簡単に認定すべきではないと解される。2 項 3 号と 4 号に記載の情状は比較的類似しており、いずれも被告が原告又は利害関係人との間に労働、労務、業務提携、業務上のやり取りなどの関係があることから、係争知的財産権に接触したことがある状況に関するものである。このような場合、被告は知的財産権の存在を知っているはずであるため、被告が権利侵害の故意を有すると初歩的に認定することができる。逆に、原告と被告との間の取引関係又は業務提携の関係において、被告が侵害された知的財産権に接触したことがない場合には、上記結論に至ることはできない。

2 項 5 号には、著作権を無断でコピーする、又は登録商標を模倣するとの 2 つの最も直接かつ明確に著作権、商標権を侵害する行為について、被告が知的財産権侵害の故意を有する認定の要件としている。このような行為の性質を考慮すると、実施者は権利侵害の故意を有すると推定できる。当然、以上はいくつかの典型的な状況のみを例示しているが、3 条 2 項の包括的条項を適用してその他の状況に故意であるか否かを判断する際には、被告が他人の知的財産権を知っているか否か及びその具体的な行為などの要因を考慮した上で判断する必要がある。例えば、被告が法院の発効済みの判決によって権利侵害と判断された後も、その法定代表者、株主若しくは実質的支配者が別途会社を設立し同様な権利侵害行為を実施した場合、又は表面的には新しい権利侵害者と元の権利侵害者との間に株主、法定代表者の同一性や関連性が見当たらないものの、社名、従業員構成、商標などのその他の要素から両者の間に業務提携や実質的な支配関係が存在すると推定できる場合には、新しい権利侵害者は知的財産権を故意に侵害しているとの判断を下すべきである。注意すべき点として、同条は、被告の故意に対する初歩的な認定に関する規定にすぎない。したがって、被告は、相応の反証をもって、知的財産権の侵害に故意がないことを裏付けることができ、法院はそれを考慮する必要がある。

## 4. 「情状が深刻」の認定要件の明確化

「解釈」4 条は、懲罰的損害賠償のもう 1 つの構成要素である「情状が深刻である」との認定要件に関するものである。4 条 1 項は、情状が深刻であるとの認定について、侵害の手段、回数、侵害行為の継続期間、地理的範囲、規模、結果、侵害者の訴訟中の行動などの要素を総合的に考慮しなければならないと定めている。これらはいずれも、権利侵害行為や侵害者について客観的な角度から考える要素であり、侵害者の主観的な状態には関わらない。4 条 2 項は、例えば、侵害者が行政処罰若しくは裁判により責任を負った後に、再び同一若しくは類似の侵害行為を起こす場合や知的財産権の侵害を事業とする場合など、「情状が深刻である」と認定しうるいくつかの状況が例示している。

注意すべき点として、同条 2 項 4 号により、保全の裁定の執行を拒否した場合も、情状が深刻であるとして認定される。原告の立場から考えると、将来の訴訟において、原告は法院に証拠保全を請求するより十分な理由を有することとなるが、被告が保全の裁定の執行を拒否した場合、法院はそれを理由に「情状が深刻である」ものに該当すると認定することができる。例えば、(2019)最高法知民終 562 号の事件において、最高人民法院の知的財産権法廷は、被告が賠償に関する証拠の提供を拒否したことを、情状が深刻であるものと認定する要因の 1 つとして考慮されていた。このような規定は、原告の懲罰的損害賠償の請求にとって非常に有利なことは事実であるが、被告の商業秘密への保護や立証責任の合理的な分配を考慮し、さらに、保全制度の濫用を防ぐために、法院が将来、侵害と初步的に判断する場合には、損害賠償の証拠に関する保全裁定などをさらに発行することが提案される。これによって、訴訟リソースを効果的に利用できることのほか、当事者の不必要な証拠提出や証拠抗弁の負担を低減することができる。

#### 5. 懲罰的損害賠償の計算方法の明確化

「解釈」5 条及び 6 条は、それぞれ懲罰的損害賠償の計算基準と倍数の確定方法に関するものである。基準の確定について、「解釈」5 条は、「関連法に基づき、原告の実際の損害額、被告の違法な所得の額、又は侵害により得られた利益を計算基準とすべきである」と定めている。同項に「関連法に基づき」と規定された主な理由は、現段階の知的財産権関連法令において、損害賠償の計算方法を適用する順位に関する規定が一致していないことにある。2019 年に改正された「商標法」と「不正競争防止法」では、原告の実際の損害額、被告の違法な所得の額又は侵害により得られた利益が順番に適用されるように、従来の規定がそのまま維持されているのに対して、2020 年に改正された「著作権法」と「専利法」では、その 2 つの計算方法を並列の同じ順序へと調整された。したがって、懲罰的損害賠償を計算する際には、知的財産権関連法令ごとに、それに対応する規定をそれぞれ適用しなければならない。さらに、「解釈」は、懲罰的損害賠償の計算基準には、侵害を阻止するために原告が支払った合理的な費用は含まず、法律で別段の定めがある場合にはその規定に従うと定めている。実際、現行の「商標法」と「不正競争防止法」、及び 2020 年に改正された「著作権法」と「専利法」においても、懲罰的損害賠償の計算基準には合理的な支出が含まれていない。「法律で別段の定めがある場合」とは、「種子法」(2015 年改正、2016 年 1 月 1 日施行)73 条の規定を指すと解される。この規定では懲罰的損害賠償の計算基準に合理的な支出が含まれている。次の改正において、「種子法」の当該規定もこれに適応する形で改正されるものと見込まれる。倍数の確定に関して、「解釈」6 条は、被告の主観的過失の程度や侵害行為の情状の深刻性などの要素を総合的に考慮しなければならないと定めている。被告が同じ侵害行為によって既に行政処罰上の過料又は刑罰上の罰金が科され、かつ執行が完了している場合、被告に過度の負担をかけないように、法院は倍数の確定にあたりそれを総合的に考慮することができる。ただし、被告が行政責任、刑事責任を負ったこと自体は、懲罰的損害賠償の減額又は免除を主張する理由にはならない。

全体的にみて、この「解釈」は、懲罰的損害賠償の適用範囲、請求の内容と時期、主観的及び客観的な要件、金額の計算方法などを含めて、懲罰的損害賠償制度について全面的かつ明確に規定しており、懲罰的損害賠償制度の適用にあたり明確な運用ガイドラインを提供するものであるほか、知的財産権の深刻な侵害行為への抑制と知的財産権の保護強化に資するものである。一方、制定時期の違いにより、現在の知的財産権関連法令の間に、対応する制度の調整や統合には依然として一定の時間が必要とされる。将来の実務において、いかに損害賠償の填補賠償原則を堅持しながら、懲罰的損害賠償の濫用を回避し、かつ棚上げされた規定にならないようにするか、司法判例を通じたさらなるガイドラインの提供が待たれる。

情報提供: 金杜律师事务所





ナニワのおっちゃん経営道！  
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第72回：「“逃げる経験”・・・重ねても、重ねても、楽ではあるけど、いつまでたっても  
“成果は残りません！” “逃げない経験”・・・重ねれば、重ねるほど厳しいけれど、  
ドンドン “成果が大きくなってくる！”」

おかげさまで私は、77歳の今なお現役で仕事をしていますが、私がバリバリの現役のころ(20～30年前)では、全く聞くことのなかった“パワハラ！”とか“セクハラ！”とか言う言葉が頻繁に登場し、会社内での人間関係・上下関係をうまく保つのが、微妙で、難しい時代になったのではないのかなあ～と思ったりしていますが、皆さんはいかがですか？  
そこんところ、うまくやっておられますか？

さて、日ごろの仕事上、もし上司のあなた(Aさん)が、部下(Bさん)にちょっと難しい仕事を頼む必要が生じたとします。  
ところが、Bさんが「Aさんのような経験がないから、私にはとても無理ですよ！」・・・と、もっともらしい言い訳をして、Aさんの依頼を断るのです。今回のタイトルで言う、“逃げ”の姿勢ですね。

そんなうまい言い訳を考える知恵があるなら、その知恵を、しっかり仕事に回しなさいよ！・・・って、言いたくなりませんか？ひょっとしたら、気の毒なことに、Bさんは今まで、“言い訳をする経験”ばかり積んできたのかもしれないね。言い換えれば、Bさんは、「目の前の現実や仕事の重責」から、“逃げる経験”ばかり積んできたのかもしれない。これでは、いつまでたっても、重要な仕事を任されることはないでしょう。

ところがそんな中、AさんがBさんに対して、「もう心配はいりません！ 決して、あなたを逃がしませんから！」  
「きちんと、責任ある仕事を“やり遂げる経験”を積んでもらいますよ！」 「それが、わたしの仕事なんですから！」  
・・・と、はっきりと言い渡します。

それからは、Aさんが、Bさんをしっかりフォローし、Bさんが大きく成長することを楽しみに指導する日々が続き、かつ、BさんはAさんの指導を受けながら、自身が成長する喜びを感じながら、二人で共に、大きな成果をゲットすることができたのです。

貴方も、上司からは、素直に経験を吸収し、部下には、その経験を、惜しげなく伝授し、ともに大きな成果をあげてください。

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com) URL: <http://shmydo.jp>